



申告に必要なもの

- 税務署から送付された「令和7年分確定申告のお知らせ」(送付されている方のみ)
- 個人番号確認書類（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード等）
- 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）
- 申告者本人名義の金融機関名・口座番号がわかるもの

※還付申告をする方

【収入に関する書類】

- 源泉徴収票
※給与や年金などの収入のある方
- 収支内訳書（必ず事前に作成してください。）
※営業、農業、不動産所得のある方
- 収入（所得）および必要経費がわかる書類など
※その他の所得のある方

【控除に関する書類】

- 社会保険（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料等）の支払い証明書や領収書
- 生命保険・地震保険の控除証明書
- 本人または被扶養者の障がい者手帳
- 学生証
- 寄附金受領証明書等
※確定申告をすると、ふるさと納税のワンストップ特例制度が適用されませんので、忘れずにお持ちください。
- 医療費控除の明細書（必ず事前に作成してください。）

※セルフメディケーション税制を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」

※必要書類がそろっていない場合や、収支内訳書や医療費控除の明細書などが作成できていない場合は受付できません。

問税務課 課税担当 ☎ 内線 134・135

国民健康保険加入の方へ

国民健康保険に加入している16歳以上の方は、収入がない場合でも毎年申告する必要があります。国民健康保険税額は、前年の所得を基に決定するので、正確な算定のために正しい申告をお願いします。また、高額療養費や入院時の食事代などについては、所得に応じて自己負担額の区分を判定しています。そのため、申告をしていないと、軽減等が受けられない場合があります。申告期間内に忘れずに申告するようお願いします。軽減が適用されるのは、世帯主（国民健康保険に加入していない世帯主を含む）および国民健康保険加入者全員が所得申告した世帯に限られます。

問町民課 国保年金担当 ☎ 内線 122

町会場での申告

- 期　日 2月16日(月)～3月16日(月)
(土曜日の午後、日曜日、祝日を除く。)
- 受付時間 平　日：午前9時～11時、午後1時15分～3時45分
土曜日：午前9時～11時
- 会　場 役場2階会議室

受付日	対象地区	受付日	対象地区
2月16日(月)	黒山・龍ヶ谷	3月2日(月)	大谷・成瀬
2月17日(火)	黒岩	3月3日(火)	鹿下・古池
2月18日(水)	越生東一	3月4日(水)	唐沢・上野東
2月19日(木)	越生東二	3月5日(木)	津久根・麦原
2月20日(金)	西和田	3月6日(金)	上谷・堂山
2月21日(土)	土曜開庁相談日	3月7日(土)	土曜開庁相談日
2月24日(火)	如意・如意東・しらさぎ	3月9日(月)	大満
2月25日(水)	小杉	3月10日(火)	河原町・新宿
2月26日(木)	上野一	3月11日(水)	上町・仲町
2月27日(金)	上野二	3月12日(木)	本町
2月28日(土)	土曜開庁相談日	3月13日(金)	上台
※2月24日と25日は、税理士による無料申告相談を開催します。		3月14日(土)	土曜開庁相談日
		3月16日(月)	予備日

～混雑緩和のため来場時のご協力のお願い～

- ・行政区ごとに指定日を設けています。可能な限り指定日にお越しください。
- ・医療費控除明細書や収支内訳書の書類を提出する場合は、あらかじめご自宅での作成をお願いします。（様式は国税庁ホームページまたは役場税務課窓口で事前に取得できます。）

次の申告は町会場では受付できません

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| ◇株式等の譲渡所得、先物取引 | ◇総合課税の譲渡所得 |
| ◇土地や建物の売買に伴う譲渡所得 | ◇雑損控除 |
| ◇住宅借入金等特別控除が初回 | ◇青色申告 |
| ◇令和6年分以前の確定申告 | ◇源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）の受給者 |

次に該当する方は、税務署での申告をお願いします。

※その他、申告の内容によっては税務署での申告をお願いする場合があります。